

Ⅲ 考查・評価・単位認定・進級・卒業・表彰・懲戒

1. 考查に関する規程

(通則)

第1条 考查の種類及び実施期間は次の通りとする。

(1) 定期考查…5月, 7月, 10月, 12月、1月(3年生のみ), 2月(1・2年生のみ)
ただし、定期考查を受けなかった者で、正当な理由があつて受験を許可された者は成績評定に関する規程により補充考查を受けることができる。

(2) 実力考查…4月, 9月

(3) 臨時考查…随時

(4) 追認考查

ア 1年次科目は当該年度の3月1回、次年度6月と夏休み期間と10月に各1回実施する。

イ 2年次科目は当該年度の3月1回、次年度6月と夏休み期間と10月に各1回実施する。また、この同時期に1年次の単位保留科目についても実施する。

ウ 3年次科目は2月に1回、3月に1回実施する。また、この同時期に1, 2年次の単位保留科目についても実施する。

エ 卒業未認定者の追認考查は次年度以降の6月と夏休み期間、10月、2月、3月に1回ずつ行う。

オ ア～エに関して、以下の手続きをきちんとすませた者が対象となる。

① 追認考查は「追認考查受験願」に保護者印及び教科担任の指導確認印をもらい、HR担任に提出する。

② 「追認考查受験願」を提出期限までに提出しないものは受験を認めない。但し、正当な理由がある場合はその限りでない。

③ 追認考查を正当な理由なく不受験の者は、次回の追認考查は受験できない。

第2条 定期考查の時間割は、1週間前に発表する。

第3条 定期考查は、教科・科目の目標からみて、より妥当な問題を100点満点で作問し、平均点がおよそ60点になるように考慮する。

第4条 考查問題の印刷、保管、監督との受け渡し(問題の訂正を含む)は当該科目の担任が責任をもって行うものとする。

(受験心得)

第5条 考查の期間中机の配列は、出席番号順とし、特に左右の机間を十分に広げる。

第6条 考查は物品の貸し借り、勝手な離席及び座席変更を禁止する。

第7条 不正行為は絶対に禁ずる。不正行為の事実(共同行為も含む)が認められた場合は、その科目の得点は0点とし、その行為は懲戒に付す。

第8条 答案は、考查時間が終了してから提出する。

第9条 考查1週間前から考查期間中は、職員室、準備室及び印刷室への生徒の入室を禁止する。

第10条 部活動の活動期間については、「部活動に関する規程」に準じる。

第11条 遅刻した場合、入室し受験することは認めるが、時間を延長することはしない。
(監督者心得)

第12条 監督者は、不正行為を未然に防ぐよう万全を期さなければならない。

第13条 問題、答案の受け渡しは、会議室の所定の場所で行う。

第14条 筆記用具や考査に必要なもの以外の物品を机の上におかせない。

第15条 考査時間を厳守し、考査中は監督に専念する。

第16条 答案は、考査時間が終了するまでは提出させない。

第17条 考査終了の合図とともに一斉に解答をやめさせ、答案を集めて、枚数を確認し、番号順に並べる。

第18条 考査終了後、答案は所定の表紙をつけて綴り、その表紙に記載事項を記入してから、確実に所定の場所へ提出する。

第19条 考査中、不正行為を発見したら、当該生徒の解答を直ちに中止させ、答案及び証拠品を取り上げ、考査終了後すみやかに教科担任、HR担任および生徒指導部に報告する。

附則

平成24年1月 一部改正

平成26年7月15日 第1条(4)エ 改正

2. 成績評価に関する規程

第1条 成績の評価は、下記の資料に基づいて総合的に行い、考査と平常点の割合は各教科で協議の上決定する。

- (1) 定期考査 (2) 実力テスト (3) 臨時考査 (4) 研究物、レポート、宿題等
(5) 制作物及び実技 (6) 平素の学習態度 (7) 出席状況

第2条 成績の評価は絶対評価とし、各学期の成績は100点法とする。

第3条 同一科目は、原則統一考査を行う。ただし、同一科目で、単位数・進度が異なる場合はその限りではないが、話し合いを持った上で評価を行うこととする。

第4条 各学期の評価は、各科目ともその素点の平均が65点程度になるようにし、平均点が62点未満の場合は修正する。

第5条 各学期の成績評定の算定は次の段階を経て行う。

素点(テスト点と平常点)→修正点→評定

第6条 学年末の評価は、各学期の成績を平均して決め、成績評定は5段階法により表示する。5段階表示の基準を下記のように定める。

| 5段階法 | 素点法 |
|------|--------|
| 5 | 80～100 |
| 4 | 65～79 |
| 3 | 50～64 |
| 2 | 35～49 |
| 1 | 0～34 |

第7条 定期考査を欠いた生徒の取扱いは次の通りとする。

- (1) 不受験の理由が正当と認められた場合は、補充考査を行うことができる。その際、補充考査の得点の8割を以って欠けた考査の成績とみなす。(忌引きや法定伝染病による出席停止の場合は除く)
- (2) 正当な理由で受験しなかった生徒に対し、補充考査が行われなかった場合は、次の方法で評価することができる。
- ア. ある学期の中間及び期末考査のいずれかを欠くときは、既得の成績を参考にして欠け考査の成績とする。
- イ. ある学期の中間及び期末考査の両方を欠くときは、他の学期の評価を参考にして欠けた学期の成績とする。
- (3) 不受験の理由が正当でないと認められる場合は、当該考査の得点は0点とする。

第8条 補充考査は定期考査の終了した日から1週間以内に行うことを原則とする。ただし、停学中の者に対しては、定期考査及び実力考査を別室で受験させることができる。

附則 平成19年3月31日 一部訂正
平成23年3月 第4条 一部削除
平成24年6月11日 一部訂正
平成26年3月18日 第3条一部改正 平成26年4月1日より実施
平成27年3月19日 第2・7条一部改正 第3条挿入

3. 単位認定、進級及び卒業認定に関する規程

(単位認定)

第1条 単位の認定は、各科目担任による学習成績の評定に基づき、職員会議に諮り、校長がこれを行う。

第2条 当該科目の出席時数が年間授業時数（35×単位数）の3分の2以上のもので、当該科目の評定が「2」以上の生徒に対して、単位を認定する。

(進級及び原級留置)

第3条 校長は、学校の定める教育課程をそれぞれの学年において全てを履修した生徒に対しては進級を認定する。

第4条 校長は、当該学年の出席日数が「出席すべき日数」の3分の2に満たない場合は、職員会議に諮り、原級に留めおくものとする。（注：全学年に適用する）

第5条 出席時数が出席すべき時数の3分の2に満たない科目のある者は原級に留める。

第6条 出席時数不足の者は、その欠席をHR担任と教科担任が正当な理由によるものと判断し、職員会議で受講を認められた場合に不足時数を補充授業等で補うことができる。

2. 授業の補充時間数は、当該科目の単位数分とする。補充の時期、内容、方法等については、各教科に一任する。

3. 「総合的な学習の時間」や「LHR」に関しては、教育的配慮としてゆるやかに対応する。

第7条 原級留置となる生徒の当該学年度における修得単位はすべて取り消し、改めて原級学年の教科科目をすべて履修しなければならない。

(卒業認定等)

第8条 校長は、学校の定める教育課程の全てを履修し、80単位（総合的な学習の時間・LHRを除く）以上を修得した生徒に対しては、職員会議に諮り、卒業を認定する。

第9条 校長は、前条に基づき卒業認定できない生徒（卒業未認定者）に対して、本人及び保護者と協議のうえ、次のいずれかの措置をとる。

(1) 原級留置

(2) 翌年度に限り3学年に在籍し、必要単位数分の授業料を納め、追認考査を受験することができる。単位修得のための指導は生徒の所属するHR担任が行い、教科の指導内容・方法・評価は担当教科が行う。卒業に必要な単位数を修得した者は、当該年度3月付けで卒業を認定する。

(単位の追認)

第10条 学年所定の単位を欠いた生徒は、追認考査を行う。

2. 実技、実習を伴う科目を単位保留になったものは、教科担任が認める時間数の授業またはそれに相当する実技、実習を行った上で追認考査を受験、または追認考査にかえることができる。

第11条 追認考査の受験については、下記のとおりとする。

(1) 1年次の科目受験については、当該年度の3月に1回、次年度の6月と夏休み期間と10月に1回ずつとする。

(2) 2年次の科目受験については、当該年度の3月に1回、次年度の6月と夏休み期間と10月に1回ずつとする。また、この同時期に1年次の単位保留科目についても実施する。

(3) 3年次の科目受験については、2月に1回、3月に1回行う。また、この同時期に、1、2年次の単位保留科目の受験についても実施する。

(4) 卒業未認定者の追認考査は、次年度以降の6月と夏休み期間、10月、2月、3月に1回ずつ行う。

第12条 追認考査に合格した生徒に対しては、職員会議に諮り校長が追って単位を認定する。

第13条 追認考査の結果、認定された科目の評定は「2」とする。この場合、当該HR担任の責任において、指導要録等に記載するものとする。

第14条 停学中の生徒が追認考査を受験する場合、停学期間を1日ずらす。

附則

平成18年1月17日改正実施

平成18年2月 2日改正実施

平成19年3月16日改正実施

平成20年4月 1日改正実施

平成22年4月 1日改正実施（第8条）

平成24年6月11日改正実施（第8条、(付1)、(付2))、一部訂正（第9条）

平成25年6月 6日改正実施（第11条、(4)）

(付1) 追認考査受験願

| | | | | | |
|--------------------------------------|-----|----------------------|---|-------------------|---|
| 第 回 追認考査受験願 | | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 沖縄県立読谷高等学校 校長 | 殿 | | | | |
| | | _____年 組 番 | | | |
| | | 生徒氏名 _____ | | | |
| | | 保護者名 _____ 印 | | | |
| 私は、下記の科目の追認考査を受験したいので、保護者と共にお願ひ致します。 | | | | | |
| 追認考査科目 | 単位数 | 考査の方法 (試験・課題・実技等) | | 教科担当者 (指導確認) 印 | |
| | | | | | |

(付2) 追認考査の手続き

1. 追認考査は「追認考査受験願」に保護者印及び教科担任の指導確認印をもらい、HR担任に提出する。
2. 「追認考査受験願」を提出期限までに提出しないものは受験を認めない。但し、正当な理由がある場合はその限りでない。
3. 追認考査を正当な理由なく不受験の者は、次回の追認考査は受験できない。

4. 受験のための出席停止及び出席取り扱い等に関する規程

第1条 受験や受験に係るオープンキャンパス等のため欠席しようとするものは、保護者連署の申請書を5日前までに、進路指導部に提出しなければならない。

第2条 前条の申し出があった場合は、以下の取り扱いとする。

(1) 出席停止

- ア. 県内受験・・・受験当日とする。
- イ. 県外受験・・・受験日を含む3日間を原則とする。
- ウ. 希望する進学先・就職先から参加の要請があるオープンキャンパス等への参加・・・期間については上記のア・イに準ずる。

(2) 出席扱い

- ア. 県内受験のための下見・・・必要に応じて、前日午後(4校時)以降を認める。
- イ. その他
 - ①健康診断・・・必要最小時間
 - ②入学前のオリエンテーション・研修等
・・・申し出より必要時間または日数を許可

第3条 生徒から第2条に係る申請があり、適当だと認められた場合は、進路指導部が全職員に報告する。

第4条 進学または就職試験のために校内の定期考査を受験できない場合は、生徒が教科担任に申し出て指示を受ける。

第5条 進学または就職のため欠席しようとする生徒は、受験届出と日程表をHR担任を経て進路部へ提出する。

附則

平成13年4月 1日 施行

平成22年3月31日 一部訂正

平成25年1月 4日 第2条(1)、第2条(2)改正、平成25年4月1日より実施

平成25年6月19日 第2条改正実施

平成27年3月 第1・2・3条改正

③進学・就職試験等に伴う受験期間申請書

平成 年 月 日

沖縄県立読谷高等学校
学 校 長 殿

3年 組 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

※保護者氏名は自筆にてお願いします

この度、保護者同意の下、下記の通りに進学・就職試験等を受けますので、当該期間を出席停止・出席扱いとして下さるようお願い致します。

記

| | | | |
|---------------------------------|---|-----------------|--------------|
| 1. 届出理由 | <input type="checkbox"/> ①受験のため〔大学・短大・専門学校・各種学校・大学校・就職・その他〕 <input type="checkbox"/> ②健康診断のため <input type="checkbox"/> ③その他の理由 () | | |
| 2. 志望校名等 会社名 | (学校名・会社名) | (学部・学科名・専攻コース名) | |
| (*健康診断等による場合は、その診断書の提出先を記入すること) | | | |
| 3. 受験会場所在地 | (※都道府県 市町村名を記入。) | 4. 受験日 | 平成 年 月 日 () |
| 5. 希望期間 | 平成 年 月 日 () [] 校時より ~ 月 日 () [] 校時まで | | |

| 期 間 中 の 日 程 | 月・日・曜日 | 行動の予定() |
|----------------------------|---------|---------|
| | 月 日 () | |
| | 月 日 () | |
| | 月 日 () | |
| | 月 日 () | |
| | 月 日 () | |
| | 月 日 () | |

※「出席停止・出席扱い期間」の日数分の「行動の予定」を記入すること。
 ※ 県外で受験する生徒は「出発」「帰沖」等の日程もしっかり記入すること。

※ 進路部 確認

済

進学・就職試験等に伴う受験期間申請書 (HR担任用)

3年 組 番 氏名 _____

※担任の確認印を受け、切り取らずに進路部へ提出する。5日前までには提出すること。

| | | | |
|--|-----------|--------------------|--|
| <input type="checkbox"/> ①受験のため <input type="checkbox"/> ②健康診断のため <input type="checkbox"/> ③その他 () | (学校名・会社名) | (学部・学科名) | |
| (※都道府県 市町村名を記入。) | | | |
| 平成 年 月 日 () [] 校時より | | ~ 月 日 () [] 校時まで | |

上記の事由により、当該期間を承認して下さいようお願い致します。

HR 担任 _____ 印

5. 進学に関する推薦規程

(趣旨)

第1条 この規程は、生徒の進学に関し、大学等（以下進学対象となるすべての学校をいう）から推薦を依頼された場合、本校が推薦する生徒の学業成績、身体状況、勤怠状況、人物・性格、保護者の学資負担能力等について、ある程度の保証を与えることになるので、責任ある推薦の組織、推薦の基準、その他推薦に関し必要な事項を定めるものとする。

(推薦の範囲)

第2条 ここで規定する推薦は、学校長推薦、HR担任推薦、部顧問推薦、その他の学校関係者によるすべての推薦（以下学校推薦という）をいう。

2. アドミッションズオフィス（AO）入試その他の入試等で学校推薦を要しないものについてはこの規程によらない。

(推薦委員会)

第3条 推薦委員会（以下委員会という）の組織と運営は次のとおりとする。

(1) 教頭、進路指導部企画（以下企画係という）、進路指導部国公立県外私大、県内私大短大、専門学校、就職担当（以下当該担当という）の係と3学年全担任と、学年主任、生徒指導部代表でもって組織する。

(2) 委員会の委員長は教頭とする。

(3) 委員会の会議録及び資料等の整理保管は企画係が行う。

(4) 委員会の司会進行は当該担当が行う。

(推薦の手順)

第4条 推薦は次の手順を踏むものとする。

(1) 推薦を願い出る者は、本人及び保護者連署の推薦許可願を添えて、当該担当の指示する日までに、HR担任に申し出る。※通常は出願初日から2週間を逆算した日付が入る週の火曜日を推薦許可願提出締切日とする。

(2) 担任は選考のための資料を作成して当該担当に提出する。

(3) 当該担当は委員会資料を必要部数準備する。

(4) 委員会の開催は企画係が関係者に連絡する。

(5) 委員会は本規程に基づき推薦の可否を決定する。

(6) 委員会における決定事項は企画係が職員会議で報告または提案する。

(推薦基準)

第5条 推薦を願い出る者は、当該大学等の推薦基準に達していると同時に、次に掲げる本校の基準を満たしてなければならない。

(1) 学業成績については全体の評定平均値が次のとおりであること。

ア. 大学（大学校を含む） 3.0以上

（ただし、技術や技能面で特に優れたものは2.7以上とする。）

国公立大学の推薦を希望するものは、センター試験を原則受験することとする。

イ. 短期大学（短期大学校を含む） 2.7以上

ウ. 専修学校（各種学校を含む） 2.7以上

工. その他の学校 2. 7 以上

(2) 過年度の評価に 1 がいないこと。

(3) 勤怠状況が望ましい者であること。

ア. 各学年とも無届欠席 3 日以内、無届欠課 10 時間以内、朝の遅刻 10 回以内であること。

(4) 人物・性格が良好であること。

ア. 懲戒による停学指導を受けたことがないこと。

イ. 3 学年において懲戒指導（訓告及び停学）を受けていないこと。

ウ. 生活指導履歴が良好であること。

(5) 保護者の学資負担能力があること。

(審議方法)

第 6 条 大学等に指定校推薦枠があり、かつ、希望者が指定人数を超えている場合においては、次の資料を基にして総合的に審議し推薦する者を決定する。

(1) 3 カ年間の評定

(2) 実力テストの成績

(3) 特別活動の実績

(4) 勤怠状況

2. 大学等で指定校推薦枠がない場合、または、指定校推薦枠がある場合においても希望者の人数が指定校推薦枠内のとき、前項に掲げられたすべての条件を満たしている者については審議を要しない。

(保護者の承諾)

第 7 条 大学等に出願するにあたっては、保護者と進学目的、学資の捻出等について、十分に事前協議をし、承諾を得ること。

(推薦の制限)

第 8 条 推薦は 1 人 1 校とする。ただし、当該校に不合格になった場合は、再度他の大学等への推薦を希望することができる。

2. 前項の規定に拘わらず、併願が認められている大学等については複数校へ出願することができる。

(入学の確約)

第 9 条 専願が条件となっている大学等に合格した場合は、必ず当該校に入学すること。

(推薦の特例)

第 10 条 第 5 条第 1 号の基準を満たしていない場合においても、当該大学等の推薦基準に達しているときは、申し出により推薦委員会で審議することができる。

2. 第 5 条第 3 号の規定に拘わらず、次の者について推薦委員会で審議をし、職員会議に諮ることができる。

(1) 3 カ年通算で無届欠席が 9 日以内、無届欠課 30 時間以内、朝の遅刻 30 回以内の者で、勤怠状況が著しく改善している者。

(2) 第 1 学年または第 2 学年において懲戒による停学指導を受けた者で、その後の学習状況、勤怠状況等の改善が著しい者。

(推薦の取り消し)

第11条 この規程に基づき、推薦委員会で推薦を認められたものが問題行動を起こした場合は、推薦を取り消すことがある。

(卒業生)

第12条 この推薦規程は在校生についてのみ適用し、卒業生については当該大学等の推薦基準によるものとする。

附則

平成12年10月 1日から施行

平成18年7月10日第6条改正

平成21年2月25日

第3条(1)、第4条、第5条(4)、第6条、第6条2、第6条3を挿入、改正

平成21年4月1日より実施

平成23年3月4日第5条(3)、第10条2(1)改正

平成24年7月17日第6条一部削除改正、実施

平成25年3月4日第5条、第10条一部削除訂正、平成25年4月1日より実施

平成26年2月25日第5条(1)ア一部改正、(2)削除改正、

平成26年4月1日より実施

6. 海外留学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は本校に在籍する生徒の外国の高等学校への留学に関し、留学の手続き、単位の認定、進級及び卒業等必要な事項を定めるものとする。

(留学の出願、許可)

第2条 外国の高等学校（外国の高等学校とは、外国における正規の後期中等教育期間をいう。）に留学しようとする者は、保護者と連署のうえ留学願を校長に提出しなければならない。

2. 校長は前項の留学願を受けた場合、教育上有益であると認めるときは、留学を許可することができる。

(留学の手続き)

第3条 外国の高等学校に留学しようとする者は、次の書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 留学願
- (2) 留学先の高等学校の受け入れを証明する書類
- (3) 留学の事由

(留学許可の条件)

第4条 留学の許可を受けることのできる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 留学の事由が正当であること。
- (2) 本校在学中の学業成績および出席状況が良好であること。

(留学の期間)

第5条 留学の期間は原則として1年間とする。ただし、校長は教育上有益と認められる場合は、当該留学を保護者及び職員の合議の上、留学期間を延長することができる。

(留学の取り消し)

第6条 校長は生徒に留学の事由と異なる事態が生じたときは留学の許可を取り消すことができる。

(留学中の責任の所在)

第7条 本校生徒の留学先における諸問題は、保護者と斡旋機関で処理するものとする。

(留学終了後の報告)

第8条 留学を終了した場合には、留学報告書、留学先の学校の発行した出席の状況及び成績に関する証明書を校長に提出しなければならない。

(単位の認定)

第9条 校長は留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を越えない範囲で単位の修得を認定することができる。

2. 単位の認定にあたっては、留学先の高等学校での履修の成果を包括して評価し、認定するものとする。

(留学終了後の所属)

第10条 校長は留学を終了した生徒の所属学年について生徒の要望をいれて相当学年に

所属させる。

(卒業)

第11条 校長は、生徒が3学年途中で留学した生徒に対し、第9条の規定に基づき、学年途中で卒業を認定することができる。その場合、卒業の日付は、校長が定めるものとする。

附則

平成13年4月1日より施行する

7. 生徒の表彰に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立高等学校管理規則第43条の規程に基づき、生徒の表彰に関する事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 表彰は、学業、性行が特に優れ、平素の教育活動における望ましい考え方や、指導的行動の範たる者に与え、それらの育成と奨励のために行う。

(選定及び方法)

第3条 表彰者の選定、表彰の方法等については、職員会議に諮り審議する。

(種類及び基準)

第4条 賞の種類及び表彰の基準は、次の通りとする。

- (1) 皆勤賞・・・皆出席の者に与える。但し、懲戒による出校停止があるものは該当しない。なお、学校伝染病、忌引きによる出席停止のみの生徒は皆勤賞として表彰する。
- (2) 特別活動賞・・・ホームルーム、生徒会または部活動において、特に顕著な功績のあった者で、出席状況、学業成績が優良である者。
- (3) その他・・・外部（全国家庭クラブ連盟、高文連、高体連、高野連等）の表彰を受けた者のうち、その表彰が教育上必要と認められ、他の生徒の模範とするにたる者。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、原則として校長が卒業時において行い、HR担任は生徒指導要録に記載する。

附則

平成20年3月19日 第4条改正

平成21年2月25日 第4条(1)改正

8. 生徒の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立高等学校管理規則第44条の規定に基づき、生徒の懲戒に関する事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 懲戒は生徒の非行を防止し、または反省させるためにこれを行う。

(決定及び処分)

第3条 校長及び教員は、教育上必要があると定めたときは、職員会議に諮り、生徒を懲戒することができる。

第4条 懲戒は、訓告、停学及び退学として、その処分は校長が行う。

(訓告)

第5条 訓告は、生徒及び保護者の出席を求め、生徒指導係及び関係職員立ち合いの上、校長から訓戒を与え、特別指導を課す。

2 特別指導では、授業へ出席させたうえで日誌指導を及び奉仕作業を課す。

(停学)

第6条 停学は、有期(29日以内)及び無期(30日以上)として、生徒及び保護者の出席を求め、生徒指導係及び関係職員の立ち合いの上、校長から訓戒を与える。

2 停学期間中は、日誌指導及び課題指導、奉仕作業を課す。

3 停学期間中は原則として自宅謹慎とするが、必要に応じて別室指導を行うことができる。

4 別室指導では、授業への出席は認めず別室にて日誌指導及び課題指導、奉仕作業を課す。

5 自宅謹慎の場合も、出校日を設けて面談や課題指導、奉仕作業などを課す。

(指導方法内容)

第7条 懲戒指導(訓告・停学)の累積は在学期間中、加算制で行う。その際、問題行動の内容が異なっても累積は加算される。嚴重注意の累積については、単年度内での加算とする。

2 有期停学期間は土・日・祝祭日を含まない。無期停学期間に関しては土・日・祝祭日を含む。

3 一度に複数の指導内容に及んだ場合には、原則として重い内容について適用しその都度会議に諮り検討する。

4 停学中は放課後の外出(アルバイト等)を禁止する。

(指導内容)

第8条 問題行動等に関する指導は、以下の要領で行う。

| 項 | 問題行動 | 初回の指導内容 |
|----|--|---------------|
| 1 | 飲酒 | 5日間停学 |
| | 飲酒同席 | 訓告 |
| 2 | 喫煙 | 5日間停学 |
| | タバコ所持 | 5日間停学 |
| | 喫煙同席 | 訓告 |
| 3 | 二輪免許取得 | 5日間停学 |
| | 車両運転（二輪車含む） | 5日以内の停学 |
| | 車両同乗（高校生（他校生含む）が運転する車両） | 5日以内の停学 |
| | 交通違反（交通三悪、暴走行為含む） | ※5日以上停学もありうる |
| 4 | 窃盗・万引き・恐喝（金銭せびり含む） | 10日以内の停学 |
| | 窃盗・万引き・恐喝（被害程度の著しい場合） | ※10日以上停学もありうる |
| 5 | いじめ | ※ |
| 6 | 器物破損（校舎・校具・備品等を故意に破損する） | ※5日以内の停学または訓告 |
| 7 | 居酒屋、パチンコ店など禁じられた場所への出入り | ※5日以内の停学または訓告 |
| | 禁じられた場所（スナック、パチンコ店等）でのアルバイト | ※5日以内の停学または訓告 |
| | 居酒屋でのアルバイト | ※厳重注意（保護者召喚） |
| 8 | 考査に係る不正行為 | 5日間停学 |
| 9 | 深夜徘徊 | 厳重注意 |
| | 深夜徘徊（補導が午前0時以降） | 厳重注意（保護者召喚） |
| | 深夜徘徊2回目は厳重注意（保護者召喚）、3回目は訓告、4回目は停学とする。 | |
| 10 | 賭博行為（トランプ・花札など） | ※5日以内の停学または訓告 |
| 11 | その他、生徒として本分に反した行動のあった者は、その状況に応じて指導方法を検討する。 | |

※上記表中の※印については、その状況に応じて指導方法を検討する。

2 服装容儀指導

以下の要領で段階指導を行う。累積については、単年度内での加算とし、通常の問題行動とは区別する。

| 指導段階 | 指導内容 |
|------|---|
| 1回目 | 生徒指導部による指導。（※再登校指導時の欠課については、2時間に限って |
| 2回目 | 出席扱いとし、それ以上は届出欠課扱いとする。再登校しない場合は原則として無届欠課とする。） |
| 3回目 | 学年主任による指導。（再登校指導時の欠課については、届出欠課扱いとする。但し、再登校しない場合は原則として無届欠課とする。4回目以降もこれに準ずる。） |
| 4回目 | 生徒指導部による指導。反省文を提出させる。 |
| 5回目 | 管理者（教頭）による指導。特別指導（3日間日誌指導・奉仕作業）を行う。 |
| 6回目 | 訓告 |
| 7回目 | 停学 |

※各段階において、必要に応じて再登校指導を行う。

3 携帯電話指導

以下の要領で段階指導を行う。累積については、単年度内での加算とし、通常の問題行動とは区別する。

| 指導段階 | 指導内容 |
|------|--|
| 1回目 | 担任で預かり指導を行い、放課後に返却する。保護者への連絡。 |
| 2回目 | |
| 3回目 | 学年主任による指導。学年主任で預かり指導を行い、生徒同席で保護者へ返却する。 |
| 4回目 | 生徒指導部による指導。生徒指導部で預かり指導を行い、生徒同席で保護者へ返却する。反省文を提出させる。 |
| 5回目 | 管理者（教頭）による指導。管理者で預かり指導を行い、生徒同席で保護者へ返却する。特別指導（3日間日誌指導・奉仕作業）を行う。 |
| 6回目 | 訓告 |
| 7回目 | 停学 |

（退学）

第9条 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- （1）性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- （2）学力劣等で成績の見込みがないと認められる者。
- （3）正当の理由がなく出席常でない者。
- （4）学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

2 校長は、前項の実施のため、必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の延長及び解除）

第10条 校長は、懲戒に付された者が改悛の情が顕著と認めるときは、職員会議に諮り、これを解くことができる。

第11条 校長は、懲戒に付された者が改悛の情に欠けると認めるとき、または日誌指導、課題指導において所定の要件を満たしていない場合は、職員会議に諮り、懲戒の期間を延長することができる。

第12条 懲戒を解除するときは、生徒及び保護者の出席を求め、生徒指導係及び関係職員立ち会いのうえ、校長から言い渡しを行い、保護者連署の誓約書を提出させる。

第13条 懲戒により退学した者が1年以内に再入学を願い出た時は、校長は、職員会議に諮り、相当学年に再入学を許可することができる。

附則

平成21年2月25日第7条改正、挿入。

平成21年4月 1日より実施する。

平成22年3月 一部改正。

平成23年1月 一部改正実施。

平成24年3月26日第7条一部挿入、第8条（指導内容）挿入、その他一部改正

平成26年2月25日第8条一部改正、平成26年4月1日より実施

平成28年1月5日 第6条 一部訂正、第8条 一部改正